

# 呉市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例

平成17年12月27日

呉市条例第82号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第4項の規定に基づき、同条第3項の規定により市の公の施設の管理を行わせる指定管理者(以下「指定管理者」という。)の指定の手續及び指定後の取扱いに関し、他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の指定の申請)

第2条 指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体(以下「団体」という。)は、市長又は教育委員会(以下「市長等」という。)が指定する期間内に、次に掲げる書類を添えて、市長等に当該申請をしなければならない。

(1) 定款若しくは寄付行為の写し及び法人の登記事項証明書又はこれらに準じる書類

(2) 指定管理者の指定を受けようとする公の施設の管理に係る事業計画書(次条及び第4条において「事業計画書」という。)及び収支予算書(次条において「収支予算書」という。)

(3) 当該団体に係る当該申請をする日の属する事業年度の事業計画及び収支予算並びに当該年度の前事業年度の事業報告及び収支決算を示す書類

(4) その他市長等が必要と認める書類

(指定管理者の指定)

第3条 市長等は、前条の規定による指定管理者の指定の申請があったときは、次に掲げる基準に照らして審査した上、当該公の施設の管理を行わせることが最も適当であると認められる団体を指定管理者の候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者として指定するものとする。

(1) 事業計画書の内容が、当該公の施設を利用しようとする者の平等な利用が図られるものであること及び利用促進が図られるものであること。

(2) 事業計画書及び収支予算書の内容が、当該公の施設の適切な維持及び管理を図ることができるものであること並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

(3) 当該公の施設の管理を安定して行う能力を有していること。

(4) その他市長等が当該公の施設の設置目的又は性格等に応じて別に定める基準(協定の締結)

第4条 指定管理者は、市長等と当該公の施設の管理に関する協定を締結しなければならない。

2 前項の協定には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 事業計画書に記載された事項

(2) 指定管理者の指定の期間に関する事項

(3) 当該管理に係る費用に関する事項

(4) 当該管理を行うに当たって保有する情報の公開及び個人情報の保護に関する事項

(5) 法第244条の2第7項の事業報告書（次条において「事業報告書」という。）に記載すべき事項

(6) 指定管理者の指定の取消し及び管理の業務の停止に関する事項

(7) その他市長等が必要と認める事項

（事業報告書の提出）

第5条 指定管理者は、毎年度終了後40日以内（第7条第1項の規定により指定管理者の指定を取り消された場合にあっては、その取り消された日の翌日から起算して30日以内）に、市長等に対して事業報告書を提出しなければならない。

2 事業報告書には、当該公の施設の管理に係る収支決算書を添付しなければならない。

（業務報告の聴取等）

第6条 市長等は、公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して当該管理の業務及び経理の状況に関し、報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

（指定の取消し等）

第7条 市長等は、指定管理者が前条の指示に従わないときその他の指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を当該指定管理者に命じることができる。

2 前項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、当該指定管理者に損害が生じてても、市は、その賠償の責めを負わない。

（指定等の告示）

第8条 市長等は、第3条の規定により指定管理者の指定をしたときは、その旨を告示しなければならない。

2 前項の規定は、前条第1項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を指定管理者に命じた場合に準用する。

（原状回復義務）

第9条 指定管理者は、当該指定期間が満了したとき（当該指定期間の満了後、引き続き指定管理者に指定されたときを除く。）又は第7条第1項の規定によりその指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、当該公の施設の施設及び設備を直ちに原状に回復しなければならない。ただし、市長等が特に支障がないと認めるときは、この限りでない。

（損害賠償義務）

第10条 指定管理者は、故意又は過失により当該公の施設の施設又は設備を滅失し、又は損傷したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長等

が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(個人情報等の取扱い)

第11条 指定管理者は、公の施設の管理を行うに当たっては、呉市個人情報保護条例(平成6年呉市条例第1号)を遵守し、個人情報その他の業務上知り得た秘密(以下この条において「個人情報等」という。)の漏えいの防止及び個人情報等の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 指定管理者の役員又は当該指定管理者に係る公の施設の管理の業務に従事している者は、個人情報等をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的で使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長等が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(呉市個人情報保護条例の一部改正)

2 呉市個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

第16条の見出し中「受託者」の次に「及び指定管理者」を加え、同条第1項中「ものは、」を「もの(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により指定した市の公の施設の管理を行わせる指定管理者を含む。次項において「受託者等」という。)は、当該」に改め、同条第2項中「個人情報の結合、加工その他の業務処理を委託するときは、当該受託者」を「受託者等」に改める。

(呉市情報公開条例の一部改正)

3 呉市情報公開条例(平成11年呉市条例第1号)の一部を次のように改正する。  
第18条を次のように改める。

(出資法人及び指定管理者の情報公開)

第18条 市が出資している法人で規則で定めるもの(以下「特定出資法人」という。)は、その保有する情報の公開に関し必要な措置を講じるよう努めるものとする。

2 実施機関は、特定出資法人に対し、前項に規定する必要な措置を講じるよう指導に努めるものとする。

3 前2項の規定は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により指定した市の公の施設の管理を行わせる指定管理者について準用する。この場合において、第1項中「市が出資している法人で規則で定めるもの(以下「特定出資法人」という。)は、その保有する情報」とあるのは「指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により指定した市の公の施設の管理を行わせる指定管理者をいう。以下同じ。)は、その保有する情報(当該指定管理者が管理する公の施設の管理に係るものに限る。)」と、前項中「特定出資法人」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。